

袋井市地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市が発注する建設工事の請負者のうち、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「元請負人」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年国総建第197号、国総建整第154号。以下「融資制度」という。）を利用するために、袋井市建設工事請負契約約款（平成17年袋井市告示第205号。以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡の承諾に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、次の工事を除く工事を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査を行い契約を締結した工事
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等、工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる状況にある場合は、債権譲渡の対象工事とする。
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって年度内に終了見込みの工事
- (3) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由があると市長が認めた工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。）である建設業者団体）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有する等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつ

て、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 当該工事が完成した場合には、契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 当該工事契約が解除された場合には、契約約款第46条第1項の出来形部分検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額とする。

(債権譲渡の承諾時期)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高(第2条第2号にあっては最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 元請負人は、債権譲渡の承諾を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。この場合において、郵送による提出は認めないものとする。

(1) 債権譲渡承諾申請書(様式第1号)

(2) 建設工事履行報告書(様式第2号)

(3) 発効日から3月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの

(債権譲渡承諾の処理手続)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、次条に規定する事項を確認し、当該債権譲渡の承諾が適当と認めたときは、債権譲渡の承諾を決定し、債権譲渡承諾書(様式第3号)により、元請負人に通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾の決定を行うにあたっては、債権譲渡の申請及び承諾状況を債権譲渡整理簿(様式第4号)により管理し、債権譲渡承諾書の写しを保管するものとする。

(申請書類の確認時における留意事項)

第8条 市長は、次の事項に留意して申請書類の確認を行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書及び債権譲渡契約証書の写しについては、譲渡対象債権の金額(申請時時点)が、工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 債権譲渡承諾申請書等の印影が印鑑証明書と一致すること。
- (3) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- (4) 当該請負契約が解除されていないこと又は契約約款の規定に基づき市長が契約を解除するおそれがないこと。
- (5) 工事履行報告書等により、当該工事の出来高が2分の1以上であること。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 市長は、前条に規定する事項の確認ができない場合には、債権譲渡不承諾書(様式第5号)に理由を付して元請負人に交付するものとする。

(出来高確認)

第10条 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において、出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項の出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲渡先は、契約担当者に工事出来高確認協力依頼書(様式第6号)を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

(融資実行の報告)

第11条 元請負人及び債権譲渡先は、市長から債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、連署にて融資実行報告書(様式第7号)を速やかに市長へ提出するものとする。

- 2 元請負人は、当該工事に関する資金貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに市長へ公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第12条 債権譲渡先は、当該工事が契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを行った場合でなければ債権額の請求ができない。

2 債権譲渡先は、債権金額の請求に当たって、次の書類を提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書

(2) 契約担当者の押印がある債権譲渡承諾書の写し

(3) 債権譲渡契約証書の写し

3 債権譲渡先は、市長が債権譲渡の承諾を行った日以降は、契約約款に規定する前払金及び部分払金を請求することはできない。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

袋井市長

(譲渡人) 住所
氏名 ,
電話
(譲受人) 住所
氏名 ,
電話

譲渡人が発注者に対して有する基本契約書（発注者と譲渡人との間で締結された
年 月 日付けの建設工事請負契約書）に基づく次の建設工事請負代金債権を、譲受
人に譲渡することにつき、袋井市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定す
る承諾を申請します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該建設工事の施工に必
要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係
る求償債権を担保するものとします。

なお、袋井市建設工事請負契約約款第41条に規定する瑕疵担保責任は譲渡人に留保さ
れることを申し添えます。

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその額
- 5 既受領金額 金 円
- 6 債権譲渡額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその額

様式第2号（第6条関係）

建設工事履行報告書

工事名			
工期	着手	年 月 日	完成 年 月 日
報告日	年 月 日		
月 別	計画工程 %	実績工程 %	備考
月			
月			
月			
月			
月			
記載欄			

債権譲渡承諾書

(譲渡人) 様
(譲受人) 様

年 月 日付けで申請のあった公共工事に係る建設工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、袋井市建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって袋井市建設工事請負契約約款第41条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

- 1 譲渡される譲渡人の建設工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件建設工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件建設工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件建設工事請負契約が解除された場合には、本件袋井市建設工事請負契約約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額とする。
- 2 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該建設工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該建設工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

(発注者) 袋井市長



様式第4号 (第7条関係)

債権譲渡整理簿

承諾 番号	申請年月日	承諾年月日	契約 番号	工事名	受注者	請負額 (円)	譲渡先

様式第5号（第9条関係）

債権譲渡不承諾書

第 号
年 月 日

（譲渡人） 様
（譲受人） 様

袋井市長



年 月 日付けで申請のあった工事請負代金の債権譲渡については、次のとおり承諾できない旨を通知します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 理由

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

袋井市長

（債権譲渡先）所在地

名称

代表者名

,

次の工事について、袋井市地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱による融資を予定しており、同建設工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同建設工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 元請負人
- 4 立入希望期日
- 5 立入者職氏名
- 6 担当者名及び連絡先

融資実行報告書

年 月 日

袋井市長

（譲渡人）住所

氏名

電話

（譲受人）住所

氏名

電話

譲渡人が発注者に対して有する次の債権の譲渡につき、年 月 日付けで御承諾いただきましたが、譲渡人及び譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けましたので、連署の上報告します。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該建設工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期

年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額 金

円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその額

5 既受領金額 金

円

6 債権譲渡額 金

円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその額